

【飲食業】

リーガルサービス

● 経営・設立に関するご相談

主要サービス内容	注意点
合弁契約書の作成	言語バージョン 準拠法、争議が生じた場合の管轄
FIA 申請、増資申請	委任状の作成
会社登記申請、定款の作成・変更 ビザ申請	委任状の作成 外国籍スタッフ、ビザなしでの労務禁止（指導、補助を含む）
賃貸契約	固定賃料、変動賃料、転貸借の有無、 加入保険問題、違約金問題、内装期間 公証確認 ¹
各種契約書 （請負、売買、仕入れ契約書等）	
フランチャイズ契約	公正取引委員会の規定に注意
商標申請	類似商標の調査
法令翻訳のご提供	

● 労務問題に関するご相談

主要サービス内容	注意点
雇用契約	試用期間の設置
変形労働時間に関する制定	2,4,8 週間制採択
就業規則の制定	30 人以上、管轄機関へ登録要 セクシャルハラスメント防止に関する 開示事項
労使会議	労働基準法第 83 条
紛争に関するご相談	労働基準法第 11 条、12 条
労務に関する幹部指導	
クレーム処理	

¹台湾民法第 425 条規定：賃貸人は賃借物を交付した後、賃借人は占有中において、その所有権を第三人に譲渡した場合、その賃借契約は、譲渡人に対して尚も存続する。前項規定は、公証されていない不動産賃借契約において、その期限が 5 年を超え、或は期限を定めなかった場合、適用しない。